

**特定非営利活動法人新宿環境活動ネット**  
**総会運営規程**

2020年6月24日制定

**(目的)**

**第1条**

この規程は、特定非営利活動法人新宿環境活動ネット（以下「この法人」という。）の定款第4章に基づいて行われる総会の運営ルールを明らかにし、適正かつ円滑な運営を図るために設ける。

**(運営方針)**

**第2条**

この法人の最高の意思決定機関として、理事及び監事が必要な議案について提案、説明し、正会員の疑議等に答え、意見交換を行うことにより、この法人が掲げる目的の達成と持続可能な運営、諸事業の遂行を目指す。

**(議案とその準備)**

**第3条**

理事会は、総会でこの規程別表1に示す事項を議決し、この規程別表2に示す事項を報告することを考慮し、総会の招集通知を出す期限に間に合うように適切な議案を準備し、審議を行わなければならない。

**(出欠)**

**第4条**

総会の招集通知を受けた正会員は、その出欠、オンライン会議システムの利用有無及び表決委任について、あらかじめ代表理事にその旨を通知しなければならない。

**(議長の選任)**

**第5条**

総会の議長は、定款第25条に従い、正会員の中から選任する。代表理事若しくはその総会に出席した正会員の中から代表理事が指名した者が、これにあたる。

**(議事進行)**

**第6条**

議長は、定款第22条に定められた事項について、本規程別表3第5項以下の順に従い、議事進行に努める。

- 2 議長は、議事進行を極端に乱す者に対してその言動を制止させ、指示に従わない場合は総会の会場から退場させることができる。

#### **(発言)**

##### 第7条

総会での発言は、議長の許可を必要とする。

#### **(議決)**

##### 第8条

総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 以下の議案は、正会員総数の4分の3以上の賛同を必要とする。

- (1) 定款第50条による定款の変更
- (2) 定款第51条によるこの法人の解散
- (3) 定款第52条による残余財産の帰属
- (4) 定款第53条によるこの法人の合併

#### **(議決の発効)**

##### 第9条

議決の発効は、総会において承認された日とする。

#### **(議事録の作成)**

##### 第10条

議長は、定款第29条に定められた事項について、総会の議事録案を事務局に作成させる。

#### **(議事録の訂正)**

##### 第11条

総会に出席した正会員は、事務局が作成した当該議事録案に疑義を認めるときは、速やかに代表理事に申し出る。

#### **(議事録の署名)**

##### 第12条

議事録には、定款第37条第2項に従い、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

### **(議事録の閲覧)**

#### 第13条

正会員は、総会の議事録を閲覧することができる。

### **(規程の改廃)**

#### 第14条

この規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

### **別表1 総会で議決すべき事項**

1. 議長の選任
2. 議事録署名人の選任
3. 定款の変更
4. 解散及び合併
5. 役員の選任又は解任、職務及び報酬
6. 会員の除名
7. その他運営に関する重要事項

### **別表2 総会で理事会から報告を受けるべき事項**

1. 事業計画及び予算並びにその変更
2. 事業報告及び決算
3. 入会金及び会費の額の変更
4. 監事の選任、職務及び報酬
5. 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
6. 事務局の組織及び運営
7. その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### **別表3 総会の運営次第例**

1. 開会宣言
2. 総会成立の報告
3. 代表理事挨拶
4. 議長の選出
5. 議事録署名人の選任
6. 総会で議決すべき事項の説明・質疑応答・承認
7. 総会で理事会から報告を受けるべき事項の説明・質疑応答
8. 閉会宣言

## 付則

この規程は、令和2年6月24日から施行する。